



第20回 人権救済と再審支援申立

人権擁護委員会副委員長 大辻 寛人 (59期)

1 袴田事件の再審開始 (東京高裁による即時抗告棄却決定)

1966年6月30日、静岡県清水市の味噌製造会社の専務宅で火災が発生して家屋がほぼ全焼し、鎮火後、専務とその家族合計4名が遺体で発見された。当時この会社の従業員であった袴田巖さんは、同年8月18日、この事件の被疑者として逮捕され、その後、住居侵入、強盗殺人、放火の罪で起訴され、1968年に静岡地方裁判所で死刑判決、1976年に控訴棄却、1980年に上告が棄却され、死刑判決が確定した。

その後、袴田さんは、第1次再審請求を行ったが認められず、2008年に行った第2次再審請求で、静岡地方裁判所は、2014年3月27日、再審開始を決定し、釈放された。逮捕から50年近い月日が経過していた。

この再審開始決定は、検察官が即時抗告を行った東京高等裁判所によって取り消されたが、弁護側が特別抗告を行い、最高裁判所は、高裁決定を取り消し、本件を東京高等裁判所に差し戻す旨の決定をした。

そして、2023年3月13日、東京高等裁判所は、検察官の即時抗告を棄却し、検察官は特別抗告を断念した。これにより、袴田さんの再審は、ようやく開始されることとなった。

逮捕当時30歳だった袴田さんは、現在、87歳である。

2 人権救済活動としての再審支援

袴田事件に代表されるように、冤罪事件は、無辜の市民に犯罪者とのレッテルを貼り、ときには身体の自由や生命、人生を奪う、国家による最大の人権侵害の一つである。

このように、冤罪事件とは、まさしく人権侵害そのものであり、人権問題として重要なテーマであったことから、人権擁護委員会では、2010年より、冤罪を訴える方々からの再審支援の申立てを受け付けることとし、これを専門に処理する特別部会である再審部会(現在は6部会)を発足させた。

再審部会(6部会)の発足以後、当会では、年間10件弱の再審支援申立てを受理している。

現在のところ、再審支援を行うことになった事例はないが、再審支援の申立てに対し、再審部会(6部会)では、申立人や弁護人から確定判決や刑事訴訟記録の提供を受けたり、刑事確定記録の謄写を行ったりしてこれらを精査し、新証拠の存在や取得可能性等、再審開始事由の有無を検討するなど、再審支援に向けた活動を日々行っている。

3 冤罪救済に向けた弁護士会の取り組み

現在の刑事訴訟法には、再審に関する規定はわずか19か条しかない。

再審請求における証拠開示については規定が存在せず、裁判所の裁量によって運用されている。また、再審開始決定に対し検察官による異議申し立て(即時抗告や特別抗告)を許容していることから、再審請求手続の長期化を招いている。

このような状況を打破すべく、日本弁護士連合会では、再審法改正全国キャラバンを実施し、その一環として、東京三弁護士会においても、2023年3月18日、再審法改正実現シンポジウムが開催された。

当会においても、再審法改正に向け新たな委員会(再審法改正実現本部)が発足し、冤罪救済に向けた取り組みがいよいよ活発化しているといえる。